

利水分野の重要項目

前委員 荻野芳彦

原案に対して意見書が提出されました。論点は明らかになってきましたが審議が尽くされていません。重要と思われる項目について質問いたしますので、河川管理者はこれらの質問に早急にご回答されて、円滑な委員会審議に協力されるようお願いいたします。

1. 近年の利水安全度の低下を説明するために：

琵琶湖水位シミュレーション（H18.10.31 利水・水需要管理検討会追加資料：資料－２）は平成 10 年までの計算がされています。直近のデータとして平成 19 年まで追加して、同様の計算を追加して下さい。特に、安全度の低下傾向を見るために、昭和 63 年から平成 19 年まで、昭和 61 年から平成 17 年まで、昭和 59 年から平成 15 年までの各 20 年間の計算結果と比較して下さい。ただし、利水安全度の評価で、分子に 1 を足してはいけません。

また、琵琶湖水位シミュレーションが問題であることは上述の利水・水需要管理検討会の議事録を見ればよく分かるので、是非、一読下さい。

2. 伊賀市水道用水について、表流水取水により一定量確保は可能ではないか：

川上ダムの新規水利権の許可対象となる、大内地点の平成 19 年までの流況を公表願います。また、暫定豊水水利権の基準点の取水条件を公表して下さい。この流況をもとに、伊賀市に与えられた暫定豊水水利権水量が、取水実績から見て、どの程度の安定取水であったかを説明して下さい。

3. 水利権転用による伊賀市水道用水確保は、下流の利水安全度にどれほどの影響を与えるか：

伊賀市の新規水利権水量（0.358m³/s）を全量、青蓮寺ダムから取水したと仮定して、下流で発生する利水安全度の低下が何程となるか試算して下さい。また、下流で需給バランスがどの程度くずれるかお示し下さい。

4. 大阪市上水および工業用水の需要実績について、水利権が遊休化していると思われるが：

大阪市の上水道と工業用水の水利権の更新は、現在、10 年の更新期間を与えず毎年あるいは 2 年の暫定期間として許可されています。暫定措置が取られている理由と審査状況を説明して下さい。遊休化している大阪市の水利権を如何ほどと評定していますか。なお、遊休化水利権の定義およびその取り扱いについて河川管理者の見解を示して下さい。

5. 丹生ダムの異常渇水対策容量確保は、二重投資・二重負担ではないか：

丹生ダムの異常渇水時の緊急水の確保（4050 万 m³）について、すでに琵琶湖の水位において、BSL－2m が「補償対策水位・基準水位」として確立しています。このために琵琶湖湖岸周辺の補償工事が 2800 億円の巨費を投じて完成し、異常渇水対策はすでに事業が完了しています。この事業費負担は下流利水者が負担しました。丹生ダムの異常渇水時の緊急水の確保は 2 重投資となります。このような 2 重投資・2 重負担は無駄な公共事業の顕著な例です。あってはいけないことと思うがどうか？説明して下さい。

以 上